

事前インスペクションを行うインスペクターの取扱いについて

● 事前インスペクションを実施出来る者は下記いずれかの有資格者

- ・ 既存住宅状況調査技術者（建築士のみ資格取得可）
- ・ 登録インスペクター（建築士、又は施工管理技士が資格取得可）

【令和元年補正事業からの変更点】

令和2年4月1日以降は既存住宅状況調査技術者が実施するものだけを対象として扱うように変更

※登録インスペクター（インスペクター登録団体に登録されたインスペクター）が

実施したインスペクションは

- ・ 令和2年3月31日までに実施したもの → 有効
- ・ 令和2年4月1日以降に実施したもの → **無効**

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
既存住宅状況調査技術者が実施したインスペクション	長期優良住宅化リフォーム推進事業のインスペクションとして有効					
登録インスペクターが実施したインスペクション	長期優良住宅化リフォーム推進事業のインスペクションとして有効			長期優良住宅化リフォーム推進事業のインスペクションとして 無効		